

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>「追加」</p>

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者及び高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内（上限500万円/棟）
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県内に非住宅建築物を整備する者	2分の1以内（上限300万円/棟）
3 非住宅木造建築物の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）

(注)「略」

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者、その他知事が認める者で、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主	2分の1以内（上限500万円/棟）
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県内に非住宅建築物を整備する者	2分の1以内（上限300万円/棟）
3 非住宅木造建築物の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）

(注)「略」